

関弁連定期大会シンポジウム

トランスジェンダーをテーマに開催

9月24日、軽井沢プリンスホテルウエストにて第68回(2021年度)関東弁護士会連合会定期弁護士大会が開催された。当初、会場参加とWEB参加のハイブリット形式での開催を予定していたところ、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、WEBのみの開催となった。

「ある『性同一障害』者が見てきた社会」というテーマでお話いただいた。性別違和を自覚してから性別適合手術を経て、戸籍上の性別変更に至るまでの過程が当事者の言葉で語られ、また、かつて弁護士から侮蔑的な言葉を投げられた体験なども交え、当事者が弁護士に望むことについても言及があった。

後半の委員会報告では、トランスジェンダーに関する基本的知識の説明がなされたのち、8つの部会から報告がなされたいだきたい(報告書表紙に使用したトランスジェンダー・プライド・フラッグにも注目！)。

定期大会の午前を割いて行われたシンポジウムのタイトルは「性別違和・性別不適合があっても安心して暮らせる社会をつくる―人権保障のために私たち一人ひとりが何をすべきか―」である。

近年、性的少数者(LGBT)について、社会的に認知されるようになっている。基調講演には、トランスジェンダー男性でトランスジェンダーに関する著書を多数執筆されている虎井まさ衛氏を招いて

シンポジウム実行委員が見守る会場の様子。

9月24日、関東弁護士会連合会と長野県弁護士会により共催された、2021年度の定期弁護士大会の特別講演として、小児精神保健、子どもの虐待、子どものトラウマなどを専門とする医師である、奥山眞紀子氏の講演が行われた。

奥山眞紀子氏は、一般社団法人日本子ども虐待防止学会の理事長であり、長年、虐待を受けた子ども達の診療にあたり、自身の経験に基づき、子どもを虐待から守り、子どもの権利を保障するために、弁護士の役割や弁護士に期待することをテーマにお話された。

講演のテーマは、児童相談所のデータを示しながら、丁寧な説明がなされた。

奥山氏は、一般的には、児童相談所に関するお話(①児童相談所の虐待相談件数、②コロナ禍での推移、③子どもの権利(子どもの権利条約)、権利侵害という考え方、③児童福祉法2016年改正、④子どもの権利の意識の低さ、親権への配慮の強さ、⑤子どもの基本法の仕組みの提案、内閣府子ども総合政策本部(仮称)の役割、⑥子どもの権利を意識するなら、行政だけでなく行政の危険性、⑦や

つと始まった司法関与があった。その後、奥山氏の経験談を基に、⑧児童相談所に勤めていた際の経験談、⑨児童相談所の弁護士に対するお願い、クライアントは「子ども」であること、⑩児童相談所、一時保護所の第三者評価が進んでいないこと、設置自治体が少ないことを述べられた。

後半は、①ニュースになった具体的な事件を前提にその共通点と相違点、②子どもの死亡事例検証、③DVの本質、支配の構図、心理的DVのこわさ、④子ども虐待対応とDVの比較や子ども家庭福祉の問題、⑤子ども虐待から派生する長期的な精神障害への危険、⑥逆境的小児期体験(ACEs)、身体的、心理的虐待、⑦長期予後、逆境の小児期体験が10項目中6項目ある人は、そうでない人に比べて寿命が20年近く短いという研究結果があること、⑧児童虐待には、早期の介入が欠かせない、⑨傷ついた子どものこのころのケアが後回しになっていることのお話があった。

客観的なデータを基に、実際に発生した児童虐待事件の踏み込んだ分析、さらに奥山氏の経験を踏まえた解説等、非常にわかりやすく、熱のこもった講演であり、配信は1時間ほどのものであったが、とても貴重なお話であった。

奥山眞紀子氏

奥山氏は、一般社団法人日本子ども虐待防止学会の理事長であり、長年、虐待を受けた子ども達の診療にあたり、自身の経験に基づき、子どもを虐待から守り、子どもの権利を保障するために、弁護士の役割や弁護士に期待することをテーマにお話された。

講演のテーマは、児童相談所のデータを示しながら、丁寧な説明がなされた。

奥山氏は、一般的には、児童相談所に関するお話(①児童相談所の虐待相談件数、②コロナ禍での推移、③子どもの権利(子どもの権利条約)、権利侵害という考え方、③児童福祉法2016年改正、④子どもの権利の意識の低さ、親権への配慮の強さ、⑤子どもの基本法の仕組みの提案、内閣府子ども総合政策本部(仮称)の役割、⑥子どもの権利を意識するなら、行政だけでなく行政の危険性、⑦や

つと始まった司法関与があった。その後、奥山氏の経験談を基に、⑧児童相談所に勤めていた際の経験談、⑨児童相談所の弁護士に対するお願い、クライアントは「子ども」であること、⑩児童相談所、一時保護所の第三者評価が進んでいないこと、設置自治体が少ないことを述べられた。

後半は、①ニュースになった具体的な事件を前提にその共通点と相違点、②子どもの死亡事例検証、③DVの本質、支配の構図、心理的DVのこわさ、④子ども虐待対応とDVの比較や子ども家庭福祉の問題、⑤子ども虐待から派生する長期的な精神障害への危険、⑥逆境的小児期体験(ACEs)、身体的、心理的虐待、⑦長期予後、逆境の小児期体験が10項目中6項目ある人は、そうでない人に比べて寿命が20年近く短いという研究結果があること、⑧児童虐待には、早期の介入が欠かせない、⑨傷ついた子どものこのころのケアが後回しになっていることのお話があった。

客観的なデータを基に、実際に発生した児童虐待事件の踏み込んだ分析、さらに奥山氏の経験を踏まえた解説等、非常にわかりやすく、熱のこもった講演であり、配信は1時間ほどのものであったが、とても貴重なお話であった。

定期弁護士大会 特別講演

子どもを虐待から守り、その権利を保障するために
～弁護士の皆さんへの期待～

奥山眞紀子氏は、一般社団法人日本子ども虐待防止学会の理事長であり、長年、虐待を受けた子ども達の診療にあたり、自身の経験に基づき、子どもを虐待から守り、子どもの権利を保障するために、弁護士の役割や弁護士に期待することをテーマにお話された。

講演のテーマは、児童相談所のデータを示しながら、丁寧な説明がなされた。

奥山氏は、一般的には、児童相談所に関するお話(①児童相談所の虐待相談件数、②コロナ禍での推移、③子どもの権利(子どもの権利条約)、権利侵害という考え方、③児童福祉法2016年改正、④子どもの権利の意識の低さ、親権への配慮の強さ、⑤子どもの基本法の仕組みの提案、内閣府子ども総合政策本部(仮称)の役割、⑥子どもの権利を意識するなら、行政だけでなく行政の危険性、⑦や

つと始まった司法関与があった。その後、奥山氏の経験談を基に、⑧児童相談所に勤めていた際の経験談、⑨児童相談所の弁護士に対するお願い、クライアントは「子ども」であること、⑩児童相談所、一時保護所の第三者評価が進んでいないこと、設置自治体が少ないことを述べられた。

「ある『性同一障害』者が見てきた社会」というテーマでお話いただいた。性別違和を自覚してから性別適合手術を経て、戸籍上の性別変更に至るまでの過程が当事者の言葉で語られ、また、かつて弁護士から侮蔑的な言葉を投げられた体験なども交え、当事者が弁護士に望むことについても言及があった。

後半の委員会報告では、トランスジェンダーに関する基本的知識の説明がなされたのち、8つの部会から報告がなされたいだきたい(報告書表紙に使用したトランスジェンダー・プライド・フラッグにも注目！)。

本シンポジウムの開催にあたっては、会場手配を行って頂いている株式会社JTBビジネス・トランスフオームには、シンポジウムの申込用紙から性別欄を削除していただき、また会場である軽井沢プリンスホテルには、来場者が性別自認に従ったトイレを利用することを認めていただいた。両社がこのような要望に快く応じて

くださったことは、当事者が日々直面する困難の解消を目指し検討を重ねてきた委員の一人として大変大きな励みとなった。最後に、本シンポジウムで検討された内容には、非常に難しい論点や先進的な議論が含まれており、議論はまだまだ途上にある。本シンポジウムが、我々一人ひとりが性別違和・性別不適合のある当事者の実情を認識し、社会の在り方について考える機会となれば幸いである。(会員 丁 絢奈)

客観的なデータを基に、実際に発生した児童虐待事件の踏み込んだ分析、さらに奥山氏の経験を踏まえた解説等、非常にわかりやすく、熱のこもった講演であり、配信は1時間ほどのものであったが、とても貴重なお話であった。

奥山眞紀子氏は、一般社団法人日本子ども虐待防止学会の理事長であり、長年、虐待を受けた子ども達の診療にあたり、自身の経験に基づき、子どもを虐待から守り、子どもの権利を保障するために、弁護士の役割や弁護士に期待することをテーマにお話された。

講演のテーマは、児童相談所のデータを示しながら、丁寧な説明がなされた。

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

第14回 弁護士会支部サミットinふじさわ

日時：2021年12月4日(土) 13:30～16:30
会場：藤沢市民会館小ホール
オンラインでも配信します。
(詳細は当会ホームページのイベント情報をご確認ください)



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

スマホデビューした▼
通話以外はメールとLINEしか使わないのでガラ携で十分であった▼ところがガラ携ではLINEが使えなくなるとのこと。やむなく携帯ショップへ▼「メールとLINEしか使わないのでシンブルなスマホ希望です。LINEの設定して下さい。」とリクエストした▼こういう場面での店員の接客はこの上なく丁寧かつ朗らかである▼「LINEのグループは1つだけですか？」笑顔の店員に尋ねられた▼そのセリフに笑顔が伴うと半笑いで馬鹿にされているようにも見えるので不思議なものだ▼「そのたった1つを仕事に使うからやむなくスマホに交換えるのですよ！」と心の中で言っておいた(笑)▼富山出身の私にとって、鮎川司といえはM店製が定番であった▼妹が他店のものを買ったのでA店のものを買った▼店員に「この鮎川司はM店のものではないですね？」と確認のため尋ねた▼「M店のはあつちで売ってるよ。」店員が渋い表情で答えた▼「え、あいや、他意はないんですけど：すいません。」と心の中で言っておいた▼携帯ショップの店員も他意はなかったのだろうか

(会員 安達 慎司)

(長谷川 篤司)

女性会員の声を 執行部に届けよう

女性会員の意見を聞く会

9月30日、当会会館にて、理事者が女性会員の意見を聞く会が開催された。

女性会員の意見を聞く会は、2019年2月22日の臨時総会にて採択された男女共同参画基本計画において、「理事者は、毎年1回以上、女性会員の意見を会務に反映させるために、女性会員の意見を聞く会を設ける」と定められていることを受けて、2019年から毎年1回開催されており、今年が3回目である。

当日は、理事者と女性会員、そして、男女共同参画推進本部の委員も合わせた30名の参加者が、5テーブルに分かれて、「私の弁護士人生どう過す?」というテーマで、意見交換を行った。

各テーブルでは、テーマに関連して、幅広い期の会員から、専門分野の形成や独立など、各会員がキャリアを形成するにあたっての体験談や悩み、育児・介護等の家庭の事情があるときの働き方の工夫、委員会や執行部等の会務への参加から得られたことなど、多岐にわたる話題について意見が出され、活発な議論が行われた。

また、家庭の事情で17時以降の研修に参加することは難しいのでオンライン研修を充実させてほしい、弁護士会に短時間でも子どもを預けられるようなキッズスペースが設置されたらありがたい、コロナ禍が収束しても委員会等でのWeb会

議の活用は継続してもらいたい、といった要望も出された。今後、会員が充実した活動を行っていくための環境整備について、より一層検討を行っていく必要性を感じた。

会場は、時折、笑い声此起彼伏、終始和やかな雰囲気、出席者からは、仕事を続けていく上で参考になる話が多く、来年もぜひ参加したい、といった声も聞かれた。

男女共同参画の実現において、女性会員の意見を執行部に反映させることは不可欠であり、来年以降も、さまざまな立場の女性会員に、より多く参加していただき、その思いを理事者に直接伝えていただきたい。

(男女共同参画推進本部委員 日向 誓子)

法曹人口検証問題の

現在(下)

会員 武内 大徳

日弁連法曹人口検証本部は、2021年9月、「法曹人口政策に関する当面の対処方針(案)」を取りまとめた(以下「対処方針案」という)。日弁連は、2012年3月に「司法試験合格者数に

まず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべき」と提言している。

今回の対処方針案は、2012年提言に沿った、司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果を示すものである。

対処方針案では、「業務量・求人数」「司法基盤整備の状況」「法曹の質」の3つの観点ごとに検証が行われている。

その内容として、「業務量・求人数」については、裁判関係の業務量に大きな変化はうかがわれないものの、都市部の新規登録弁護士や企業内弁護士の求人数が増加しており、これに反映される業務量があると推測されること、弁護士の所得が増加傾向にあることが指摘されている。

「司法基盤整備の状況」

支部サミットでバザールを

役作りに余念がない筆者

きたる12月4日、藤沢市民会館で開催される第14回弁護士会支部サミットinふじさわ「家庭裁判所がここにない!? 私たちの街に家庭裁判所出張所を!」において、磁石という漫才師を呼んで、地域司法をネタにした漫才をしてもらう。それに加え、会場を盛り上げるために来場者にクイズをだすのであるが、クイズ

の前提として、架空の家族での遺産分割のストーリーを会員が演じる。内容は当日までトップシークレットなので、題名と筆者の写真を見て想像していただきたい。

パネルディスカッションでは、5名のパネリストに発言いただく。若林昌子さんは、元福岡家裁所長で、FPICの理事長をやられた家事事件の

専門家である。濱田庸子さんは、慶應義塾大学教授であり湘南藤沢キャンパス(SFC)で教鞭を執る傍ら、精神科医としても活躍し、特に子どもの精神発達を中心とする精神医学の専門家である。佐藤奇平さんは、神奈川新聞社統合編集局次長で、当会の市民会議の委員もやっていたというが、マスメディアの

立場から、家庭裁判所を語っていただく。山森良一会員は、家事調停官の経験もお持ちだが、長く地元藤沢で弁護士としており、地元の家事事件の特徴等について語っていただく。小豆澤史絵会員は、最近まで家事調停官をされていた経験から、横浜家裁本庁の今の状態を弁舌鋭く語っていただく。

本原稿を執筆時は、まだ緊急事態宣言中なので、来賓として、各自自治体の首長が出席するかはつきりしていない。決まっているのは、日弁連の荒会長、関弁連の海老原

理事長だけである。支部サミット後に恒例の懇親会についても、湘南クリスタルホテルの定員200名の会場の予約をしているものの、できるかどうかは不透明である。

そういえば、実行委員会が昨年11月に発足して以来、正式な懇親会は一度もできていない。委員会もほとんどがZoomである。異常な状態が続いているが、私たちは一丸となって突っ走っている。是非、12月4日は、藤沢に、その成果を見に来ていただきたい。

(会員 畑中 優宏)

これらを受けて、対処方針案は「現時点において、司法試験の合格者数に関して、更なる減員を提言しなければならない」との検証結果を示している。

この対処方針案については、現在、各単位会に対して意見照会が実施されており、当会も11月末までに意見を回答する予定となっている。日弁連では、意見照会の結果を踏まえ、2021年度中に今後の方針を示すことを目指している。

How About ADR?

リモートADRの始動!

当事者本人だけでも利用可! どこの場所からも参加可!

今回は、当センターが正に導入しようとして取り組んでいる「リモートADR」について、プレ発表として宣伝させていただきます。

これまで、電話による手続参加は期日外準備として認めるにとどまっていたが、昨今の外出自粛の影響もあってか、社会一般的にリモート会議や、裁判所のウェブ会議システムが促進されており、当センターでも規則改正をして、電話又はウェブ会議システムによる「出席」を認めようというものである。

その特徴として、まず、当事者本人だけでも利用できるということである。訴訟等では代理人弁護士がいる場合のみウェブ会議システムが認められているが、このような制限はなく、誰もが利用できるものである。

次に、リモート出席の場所はどこでも良いということである。場所が限られるとリモートをする実益が乏しいので、特に制限はしていない。ただし、ADRの非公開・秘密保持の観点から、第三者が容易に見聞きできるような場所など相応しく

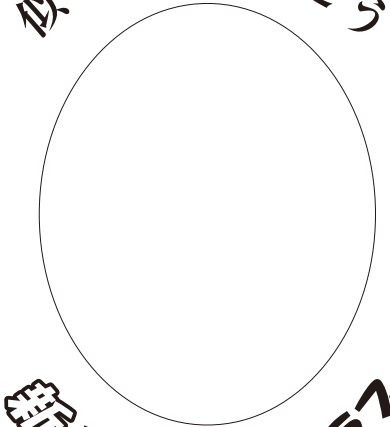
横浜に来て1年。謝りたい。なんとなく、この街が気に入らなかつた。

海沿いの公園で犬を連れて歩く人や夜に輝く観覧車といったイメージが先行していた。海さえない田舎町に生まれ、自分の、憧れとやつかみからきていた。

実際、想像通りにおしゃれな港町だった。でも、中心部を離れると、田んぼと幹線道路沿いのチェーン店がつくる地方の風景があった。なんだ。同じじゃん。

対照的に、似た悩みを抱える人たちの、違いに迫ろうとしてきた一年でもあった。根っこにあるのはコロナだ。逼迫する医

似ていて、違う



皆さん記者クラブ

療現場、嘆く経済界、孤立する若者、貧するひとり親。文字にするに既視感があつても、実情ははらばらだ。

しそつだった。多くの人がコロナに苦しんでいると伝えたい。一方で、一人切実な訴えをまとめて捉えていないかと不安になる。そんな時に法廷での取材に入ると、背筋が伸びる。同じ事件名の奥に、想像もつかなかつた背景があると思ひ出させてくれるからだ。

もう一度謝りたい。最寄り駅まで徒歩1時間以上かかる故郷と横浜が同じだとは、言いすぎだと怒られるかもしれない。きつと全然違うはずだ。その違いがわかるまで、この街と人に目を向けたい。

実家を売ってまで資金をつくらうとした。進級を目前にした大学1年生は、オンライン授業だからと、ほとんど地方の実家に戻ったまま。「友達どころか、神奈川のこと知らない」と寂

(東京新聞横浜支局 米田 怜央)

常議員会 の い ま

初心を思い出す

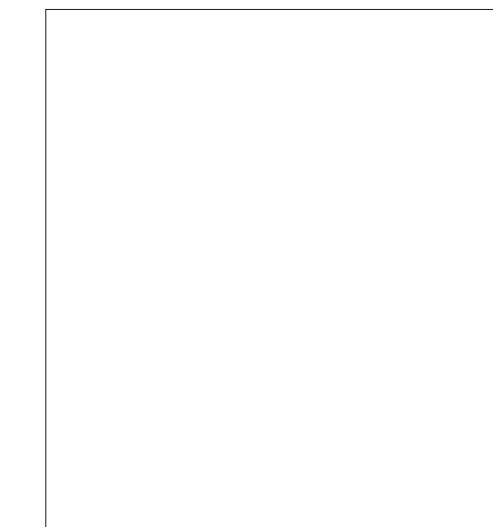
会員 新井 聡子 (51期)

弁護士登録23年目にし、初めての常議員。51期のあいうえおの逆順でいよいよ「あ」に回ってきた。この22年、仕事の傍ら、イソ弁時代に子どもが3人生まれ(元ボス

弁の山本安志先生には足を向けて寝られませんが、家庭内は阿鼻叫喚。仕事では刑事事件は一切やらず、会務では幽霊会員(この場を借りて関係各位に謝罪します。ごめんなさ

い。でも、そこでの議論は熱かった。当会会員たちが、目先の利益や欲得のない、まっすぐな澄んだ眼で、人権問題をより良い司法制度を論じてい

る。刑事施設収容者の人権、LGBTQ、最低賃金、夫婦別姓問題、相模原支部での合議制の実現などなど。常議員になつていなければ、接する機会がなかったテーマばかりで、毎回、驚きと発見、感動を覚えている。



長男とワクチン接種記念撮影

い、日々の仕事は人間関係のもつればかり。こんな生活を送っているうちに、憲法やら人権やらは、遠い霞の向こうに隠れてしまつていった。

そんなところに常議員会。本部会員とはいえ、事務所のあたるセンター南から関内の弁護士会館まで40分。正直かつた

ないとあつせん人等が判断した場合には、認められないこともある。

なお、今回はリモート出席にとどまり、申立て、主張書面・書証のリモート提出は今後の課題となっている。

これまでの連載にて、当センターの特徴として、管轄の無制限、迅速・柔軟、調停前置不要、時効完成猶予、仲裁手続への切り替えによる債務名義取得、中堅以上の弁護士によるあつせん人等を導く予定のリモート出席により、更に利便性が高まると思ひ込んでいる。お手軽に利用できるのでは、ぜひ当センターのことを解決手段の一助として考えていただきたいとお願ひするしだいである。

(会員 遠藤 政尚)

理事者室

だより

こんなはずじゃなかつた

副会長 飯島 奈津子

任期半ばの本稿執筆時点、コロナ禍は終息しておらず、畑中前副会長(本年3月号参照)に引続いて頭を抱えている。

理事者就任披露会はこちら、延期されていた

新入会員歓迎会、日弁連副会長・司法研修所教官退任慰労会、法曹懇談会、弁護修習の歓迎会や送別会等、宴会形式の行事は

何一つ開催できていない。準備を進めつつも、開催中止で、川越(関弁

会内行事以外にも、理事者であれば全国の行事に楽しく出張するはずが、これも次々にリアル開催中止で、川越(関弁

緊急事態宣言の再発令・延長を受けて泣く泣く開催断念ということが続き、多くの拍手を受けて歓迎・慰労されるはずであつた方々に申し訳ない思いである。楽しい懇親の場が失われることも残念で、当会の伝統行事が消えゆく不安もふとよぎる。

今秋以降、リアル対面機会が増え、会に作ってもらつた理事者名刺を大量に余らせずに任期後半を過ごせたらと願う。

連支部交流会と大宮十県会正副会長会議・夏期研究会)が、今のところ最も遠い参加地である。日弁連選シンポ(広島)と関弁連定期大会(軽井沢)も現地参加不可となり、10月の日弁連人権大会(岡山)に希望を繋ぐ。オンライン会議は、議事進行の把握や積極的な発言意思に基づき者同士の意見交換は十分可能で、この有用なツールはもはや手放せないが、互いの表情を見ながらさつくばらんに雑談めいた話をするのはなかなか難しい。その種のコミュニケーションからしか得られないこともあると思う。



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 30
業務上PDF文書を作成・保存する場合の留意点
(形式・規格の選択) について
(1) 保存形式に関して

業務上デジタル化して作成したPDF文書については、一定期間、保存しておく必要がある。PDF文書については、「事件記録」に係る現に処理中のもの・終了後でも対依頼者の記録返還前のものの保存は、当然必要ですが、返還後でも、関係者からの照会に備えて、ある程度の期間、保存しておくのが適切です。PDF化した「文献資料」についても、法改正等による内容陳腐化が無い限り、調査の二度手間を防ぐために、保存しておくべきです。

どれくらいの期間保存しておくべきかに関しては、当該PDF文書の用途・使用頻度・重要度／保存媒体の準備状況・容量の大小などを考慮して決めることとなります(もっとも、個別文書毎の判定は、煩瑣であり、実際上は、基本的に事件記録単位で判定せざるを得ないでしょう)。

PDF文書を保存する場合においては、要保存期間の長短に応じて、その規格を選択する必要があります。長期保存予定の場合には、PDF/A規格(ISO19005準拠)(パ

ージョン1・7対応は、PDF/A2 ISO19005-2)が適しています。OS等のバージョン・仕様の変更があった数年後でも、作成時と同じ外觀の文書を再現できるメリットがあります。加えて、保存形式も全文検索可能な「テキスト付形式」にできるので、古い時期まで遡って検索したい場合に便利です。現状では、多くのソフトで同規格を選択できるようになっています。

他方で、「事件」に関するPDF文書については、セキュリティ上の配慮も、必要になってきます。PDF文書のセキュリティ設定には、①暗号化(パスワードによるアクセス許可)、②電子署名の2方式があります。①が禁止されていることが難点であり、これに代わる情報流出防止措置(例えば、隔離)を講じる必要があります。

最終的に、同規格で保存するか否かは、正確な再現性／セキュリティのどちらを重視すべきケースかに応じて決めるべきことになるでしょう。

(会員 大川 雅弘)

司法から見た神奈川の150年 第5回



明治15、19、20年

大塚 成吉

(写真1)



(写真2)

1886年(明治19年)、横浜代言人組合は、横浜法律学校を設立した(横浜弁護士会史上巻という76頁)。今から135年前、

露木事件の判決が横浜重罪裁判所で言い渡された二年後のことである。代言人組合が法曹養成に乗り出した例はほかにな

ちなみに、民法典論争で有名な旧民法家族法を起草した磯部四郎も横浜法律学校の教員だった。フランス法に通じた法律家を開港間もない横浜で養成しようとした志は評価されるべきだろう。

しかし、わずか数年でこの法律学校は姿を消してしまう。同じ頃東京で設立された法律学校が、総合大学として発展した。生糸商人らが1882年(明治15年)に商人養成のために設立した横浜商法学校が、市立横浜商業高校や横浜市立大学として今も存続している。横浜法律学校の挫折は残念でならない。

それだけに、明治の司法改革の渦中で、当会の先輩らが設立した横浜法律学校とは何であつたかを検証することには大きな意義がある。

会史上巻は、横浜法律学校の卒業生について1名しか情報がないと書いている(92頁)。

しかし、1932年(昭和7年)度に横浜弁護士会会長をつとめた赤尾彦作が横浜法律学校で学んでいたことが判明した(横浜市史研究第5号「特集―赤尾彦作と横浜市政」)。赤尾は1886年(明治19年)に20歳で横浜法律学校に入学し、1889年(明治22年)、和仏法律学校を卒業し、26歳で桜木町ガス橋近くで開業したと書かれている。

和仏法律学校(後の法政大学)は横浜法律学校と姉妹校の関係にあつた(写真1)。

横浜法律学校とは何であつたか

創立150年会史編纂WT 会員 間部 俊明

法改革の渦中で、当会の先輩らが設立した横浜法律学校とは何であつたかを検証することには大きな意義がある。

会史上巻は、横浜法律学校の卒業生について1名しか情報がないと書いている(92頁)。

しかし、1932年(昭和7年)度に横浜弁護士会会長をつとめた赤尾彦作が横浜法律学校で学んでいたことが判明した(横浜市史研究第5号「特集―赤尾彦作と横浜市政」)。

赤尾は1886年(明治19年)に20歳で横浜法律学校に入学し、1889年(明治22年)、和仏法律学校を卒業し、26歳で桜木町ガス橋近くで開業したと書かれている。

和仏法律学校(後の法政大学)は横浜法律学校と姉妹校の関係にあつた(写真1)。

宗教法人から 法律相談を受けたら



会員 本間 久雄

私の実家が寺院であるため、寺院(宗教法人)から相談を受けることが比較的多いです。ただ、宗教法人は特殊な法人と

思われているようで、相談を受けることに躊躇を覚える先生方もいらっしゃるのではないかと思います。本稿では、宗教法人から法律相談を受けた際の、最低限これだけは準備しておけば大丈夫という点について述べてい

きます。

宗教法人といっても難しく考えず一般的な法人と同様に考えれば良いです。相談内容についても、一般民事(借地借家・貸金返還請求・建築トラブル等)に属する内容が大半です。ただ、宗教法人法と墓地関係法について

は、若干特殊であるため予備知識をもっていただいた方が良いでしょう。

宗教法人法については、文化庁が出している「宗教法人の管理運営の手引第2集宗教法人の事務」(ぎょうせい)がわずかに122ページの本文にそのエッセンスが凝縮されていますので、これを一読すればおおよその概要が分かります。その他、文化庁主催宗教法人実務研修会のレジュメ(宗教法人の管理運営。ウェブで検索すれば出てきます)も分かりやすく、一読性に優れています。

宗教法人法の個別の論点については、紙面の観点から具体的に触れるのは難しいですが、宗教法人の財産処分を行うにあたっては、公告や宗派の許可といった手続が必要

であるという点だけは極めて重要な点ですのでこの場でお伝えします。

もし、必要な手続を経ずに財産処分をしてしまったり宗派から住職罷免等の重大な処分がなされることとなります。宗教法人が財産処分をしようとするときは、必ず宗教法人法及び当該宗教法人の規則を参照して下さい。

墓地関係法については、長谷川正浩ほか編纂「儀・墓地のトラブル相談Q&A」(民事法研究会)が薄いながらも主要な論点についてほぼカバーしています。

上記の準備をして相談に臨めば、大概の相談については難なく応じることができると思われます。宗教法人といえども恐れるに足らずです。

編集後記

PDFファイル同様、音楽ファイルも色々ありますが、場合によりDAC(デジタルをアナログにコンバーター)という小道具が出てきます。WEBで行われたイベントを、縦書き紙媒体になおして配布する。本紙もDACの類と言えるかもしれません。

デスク 勝俣 豪
記者 本間 久雄
長谷川 篤司
川添 啓明
安達 慎司
青木 敦子
長谷川 康
北川 貴史